

福岡県公報

平成二十三年九月二十一日
第三千三百七号
増刊
②

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百十一号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院(小郡市)の項中

協和病院

〃 小郡二二三

を

協和病院

〃 祇園二一一十

に改め、

筑紫野市の項中

小西第一病院

〃 大字石崎二百五〇番地

を

小西第一病院

〃 石崎一三三十一

に改め、

三 身体障害者支援施設の項中

社会福祉法人宗像福祉会身体障害者療護施設むなかた苑

宗像市田久二一四〇一二

を

障害者支援施設むなかた苑

宗像市田久二一五一一

に

改める。